

# 年金所得にかかる住民税の納税方法が変わります

◎問合せ先  
税務課市民税係 (☎ 47 - 1017)

公的年金を受給している65歳以上の皆さんの、納税の利便性の向上を図るため、公的年金にかかる個人住民税を、年金からあらかじめ差し引く「特別徴収制度」が、平成21年10月支給分から始まります。

**現行：納税義務者が納付書や口座振替で納める（普通徴収）**



**新制度：公的年金が支給される際に、社会保険庁などの年金保険者が税を差し引いて市町村に直接納める（特別徴収）**

※この制度変更は、納税方法だけを変更するものです。  
※年間の税額計算方法は今までと同じで、新たな負担が発生するものではありません。

## ◆特別徴収の対象

4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得にかかる個人住民税の納税義務がある人

※以下の場合、特別徴収の対象にならないことがあります。

- ①公的年金などの所得に税額が生じない
- ②1月1日以降に別の市町村に転出または死亡した
- ③介護保険料が公的年金から特別徴収されていない
- ④特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満
- ⑤特別徴収される個人住民税額が公的年金から引ききれない

## ◆特別徴収の対象金額

公的年金などの所得に対する住民税額

※ほかの所得（事業所得、不動産所得など）に対する住民税額は、普通徴収となります。給与所得に対する所得割額を給与からの特別徴収で納付している人は、従来どおりです。

## ◆特別徴収の対象となる年金

国民年金保険法に基づく老齢基礎年金（老齢または退職を事由とする老齢等年金給付）など

※非課税所得である障害年金・遺族年金から差し引かれることはありません。

## ◆特別徴収の開始時期

平成21年10月以降に支払われる公的年金から

※該当する人には、6月中旬に郵送でお知らせします。

## ◆年金からの特別徴収の方法

【例】個人住民税が年額60,000円の場合

### ◆現行の制度

年税額を4等分して普通徴収（納付書や口座振替）で納付

6月（1期）  
15,000円

8月（2期）  
15,000円

10月（3期）  
15,000円

2月（4期）  
15,000円

60,000円

平成21年度以降の徴収方法

### ◆平成21年度

年度前半：普通徴収

6月（1期）  
15,000円

8月（2期）  
15,000円

年度後半：特別徴収

10月  
10,000円

12月  
10,000円

2月  
10,000円

9月までの年度の前半は、年税額の2分の1を納付書や口座振替で、2回に分けて納付

後半は、残りの半分を3等分した額を、10、12、2月の年金支給時に公的年金などから差し引き

60,000円

### ◆平成22年度以降

年度前半：特別徴収（仮徴収）

4月  
10,000円

6月  
10,000円

8月  
10,000円

年度後半：特別徴収（本徴収）

10月  
10,000円

12月  
10,000円

2月  
10,000円

年税額が確定するまで、年度の前半の年金支給時に前年度の後半と同じ額を公的年金などから差し引き

年度の後半は、確定した年税額から仮徴収額を引いて3等分した額を年金支給時（10月、12月、2月）に公的年金などから差し引き

60,000円